

件 名	路上喫煙等禁止区域の指定について
経過・現状 政策課題	<p><b>【経過・現状】</b></p> <p>本市では、喫煙マナーの向上とポイ捨てのない美しいまちづくりに向けて、平成21年10月1日施行の「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」において、路上喫煙等の禁止に関する規定を設けた。</p> <p>本条例においては、空き缶等のポイ捨てを禁止するとともに、公共の場所においては喫煙しないよう努める旨を規定している。</p> <p>また、市長が特に必要があると認める区域については、「路上喫煙等禁止区域」に指定し、違反者に対して、1,000円の過料を科すこととしている。</p> <p>本条例の施行に伴い、市長を本部長とする「堺市安全・安心・快適なまちづくり推進本部」を設置し、禁止区域の指定等に関し検討するとともに、当該地域の住民及び関係団体の意見聴取を行った。</p> <p>平成21年12月21日 堺市安全・安心・快適なまちづくり推進本部会議          平成22年2月10日 堺市安全・安心・快適なまちづくり推進本部会議幹事会          平成22年3月17日 道路占有許可等警察許可の決定</p>
対応方針 今後の取組 (案)	<p><b>【今後の取組】</b></p> <p>本市の中心市街地であり、市民や来訪者等に対する周知・啓発効果の高い「堺東駅前広場、堺駅前(西・東)広場、大小路筋及び市役所周辺」を、平成22年4月1日付けで路上喫煙等禁止区域に指定する。</p> <p>禁止区域において、標識・路面標示を行うとともに、現在置かれている灰皿等を撤去する。なお、喫煙者に対する配慮も必要なことから、区域内で喫煙することができる「喫煙所」を6箇所設置する。</p> <p>指定後、禁止区域において、警察OB、市OB等による指導・啓発を実施する。ただし、過料徴収については、平成22年度を周知期間と位置づけて、指導・啓発に努め、平成23年度から実施する予定である。</p> <p>今後、当該区域における取組の効果等を検証し、新たな区域の指定や指定区域の拡大について検討する。</p> <p><b>【スケジュール】</b></p> <p>平成22年3月 禁止区域の告示、標識・路面標示の施工、既設灰皿等の撤去          平成22年4月～ 指導・啓発の実施          平成23年4月～ 違反者に対する過料徴収の実施</p>
効果の想定	<p>路上喫煙やポイ捨ての防止及び喫煙マナー等の向上          清潔で良好な都市環境の実現          市民の安全・安心の確保(路上喫煙によるやけど等の被害防止)</p>
関係局との 政策連携	市民人権局・建設局・堺区